- ウ 年金委員、社会保険労務士等の協力・ 連携による周知・理解の推進
- エ 国民年金のメリットや安心感などのポイントを分かりやすく解説した資料やお客様の多様な関心事項に的確に回答した 資料等を作成し、年金制度の意義役割の 周知、年金制度に対する漠然とした不信 感を払拭するための広報を展開する。
- オ 年金制度の仕組みや必要な届出等について解説した資料を年金手帳の交付時等に合わせて配布する。
- カ 機構ホームページにおいて、年金制度 を解説したネット番組の配信や子ども向 けのキッズページ等を含め、わかりやす い広報を展開する。

○全国統一の広報物として作成している「総合パンフレット」(国民年金のメリットなどの訴求ポイントをわかりやすく解説したもの)を改訂し、年金事務所や市町村の窓口に備え付けるとともに、「国民年金・厚生年金被保険者のしおり」(年金制度のしくみ等を解説したもの)を作成し、年金手帳送付時に同封することによる広報を実施しました。また、「総合パンフレット」及び「国民年金・厚生年金被保険者のしおり」については、機構ホームページにおいて掲載しました。

【別表 14:総合パンフレット(抜粋)】

〇機構ホームページについては、機構設立直後には「準備中」のコンテンツが多数存在するなど、 お客様にご迷惑をおかけしました。このため、まずはお客様の利便性に資する情報の掲載に優 先的に取り組み、必要な情報にアクセスしやすい画面構成とすること等に留意した広報を行い ました。

具体的には、機構の紹介や、年金個人情報提供、諸届出の電子申請や磁気媒体申請、全国の相談窓口や混雑状況の紹介などの各コーナーを開設しました。また、お客様からのご意見等を踏まえ、トップ画面のレイアウト変更、各コーナー内の記載内容修正なども適宜行い、お客様に分りやすくなる改善を行いました。その他、厚生労働省の動画チャンネル「YouTube」に、機構の紹介番組(理事長メッセージ、組織、記録問題の取組状況、コールセンター)を掲載しました。

- Oこれらの取組を優先した結果、平成 21 年度中には、年金制度の解説コーナーや子ども向けのコーナーは開設できませんでしたが、これらについては、平成 22 年度において取り組むこととしています。
- 〇なお、機構ホームページのトップページへのアクセス件数は、平成 21 年 12 月における旧社会 保険庁ホームページへのアクセス件数約 82 万件を下回っていますが、1 月の約 67 万件から 3 月には約 78 万件まで増加しました。

これが国民年金のメリットです

メリット1 老後をずっと支える終身の年金

日本人の平均寿命は、医療技術の進歩等によって、今後もさらに延びる ことが予想され、老後の生活費の不安が大きくなります。 国民年金は、生きている限り年金が受け取れる一生涯の保障です。

メリット2 不測の事態に備える保険としての年金

国民年金は老後だけでなく、加入者が事故や病気で障害が残った場合は「障害基礎年金」が支給され、死亡した時は、その遺族に「遺族基礎年金」が支給されます。

Ð

公的年金制度の障害・遺族年金は日本の人口の20人に1人が受給

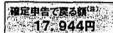
メリット3 納めた保険料分は税金の負担が軽減

納めた保険料は「社会保険料控除」として全額控除の対象となり、税金が安くなります。

→ 税金軽減額(税率10%の方の場合)



送甲成21年12月分から平成22年11月分の定額保険料で計算





- ※ 被保険者(ご本人)の代わりに納付義務者(配偶者・世帯主)が納付した場合は、納付義務者が社会保険料控除を受けられます。
- ※ 国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、申告書の 提出の際に「社会保険料控除証明書」や領収証書など保険料を支払ったこと を証明する書類の添付等が義務付けられています。
- (注) この金額以上を源泉徴収等されている場合。

メリット4 生涯の年金額は保険料の1.7倍以上

国民年金の老齢基礎年金は、1/2 (平成21年3月分までは1/3)が国庫負担(税金)で賄われていることにより、払った保険料を上回る給付を受けられる計算となっています。厚生労働省の試算では、1985年生まれ(2005年に20歳)の人でも、納めた保険料の1.7倍以上となります。

Ð

給付と負担(保険料と年金のスライドを考慮して計算したもの)

1985年生 1. 7倍 2. 100万円 1. 7倍 2. 100万円 2. 100万円 1955年生 2. 3倍 1. 100万円 1955年生 000万円 1955年生 1955年生 1. 100万円 1955年生 1955年生 1955年 1955年

- (注1) 保険料は20歳から60歳までの40年間納付するものと仮定。
- (注2) 年金額は、20歳の方は65歳か687歳まで、50歳の方は65歳か685歳まで受給するものとして計算。(60歳からの平均余命…20歳の方:27年、50歳の方:25年)
- (注3) 保険料及び年金額は、納めた保険料の総額と65歳以降に給付される年金の総額を貸金 上昇率を用いて各世代が65歳になった時点の金額として算出し、その金額を物価上昇 率で割り引いて現在価値(平成16年度)に置き換えたもの。 (経済前提(2009年~):賃金上昇率2.1%、物価上昇率1.0%)

メリット5 国民年金は経済の変動にも負けません

賃金や物価の変動にあわせて、年金を支える力と給付のバランスをとる仕組みにより年金額が改定されるため、年金に加入(20歳)してから年金を受給(65歳)するまでの間、経済社会が大きく変動したとしても、年金の価値が保障されるのです。

老爺基礎年金額 622,800 円(昭和61年度)→ 792,100 円(平成22年度)

このように国民年金は有利で 魅力的な制度です!

平成21年度計画

平成21年度計画に対する取組状況

- 4. 相談、情報提供等に関する事項
 - (2) 広報活動の推進
 - ② 年金個人情報の提供の充実
 - ア 被保険者に対して保険料納付実績や年 金見込額等をお知らせする「ねんきん定 期便」を送付する。
 - イ インターネットによる年金個人情報の 提供
 - ・ インターネットによる年金見 込額試算照会の受付を機構ホー ムページで行い、試算結果等を 郵送により提供する。
 - ・ 機構独自の ID・パスワード認 証方式による仕組みにより、被 保険者・受給者に対して年金加 入記録を即時に回答する
 - ウ 「社会保険料(国民年金保険料)控除 証明書」の裏面を活用し、国民年金第1 号被保険者を対象に前年1年間の各月の 年金加入状況を通知する。
 - エ 「ねんきん定期便」の送付に並行して、 厚生年金保険被保険者及び国民年金第3 号被保険者に係る住所記録の整備を推進 する。

- 〇旧社会保険庁当時の平成 21 年 4 月より、全ての被保険者の方に対し、誕生月に「ねんきん定期便」を送付し、年金記録に関する情報の提供を行いました。(平成 22 年 3 月末までに 6,673 万件送付)(再掲)
- 〇平成23年2月を目途に、現在のパソコンを使ったインターネットでの年金記録の確認をより使いやすいものにするとともに、自宅でパソコンが使えない方であっても市区町村、郵便局等のパソコンを使って、保険料納付状況などを確認できるようにすることとしました。現在、この実現に向けた検討を進めています。(再掲)
 - ・インターネットによる年金見込額試算照会

平成 21 年 4 月~12 月 (旧社会保険庁) 処理件数 92 件 平成 22 年 1 月~ 3 月 (日本年金機構) 処理件数 181 件

ID・パスワード発行

平成 21 年 4 月~12 月 (旧社会保険庁) 発行件数 82,709 件 平成 22 年 1 月~ 3 月 (日本年金機構) 発行件数 25,584 件

〇国民年金第1号被保険者の方に対し、社会保険料控除証明書の裏面を活用して、前年1年間の 年金加入状況をお知らせしました。

事項	平成 20 年度	平成 21 年度
社会保険料控除証明書送付件数	1,066 万件	1,000 万件
(年金加入状況を通知したもの)		

〇事業主からの依頼に基づき、厚生年金被保険者及び国民年金第3号被保険者の住所を記載した 住所一覧表を提供し、住所変更が必要な方については、補正した住所一覧表の提出をもって住 所記録の整備を行いました。

平成22年1月から平成22年3月

4.442件

平成21年度計画

5. お客様の声を反映させる取組に関する事項

① お客様へのお約束

お客様に対するサービスを向上させるため の具体的な目標を定めた「お客様へのお約束 10か条」を策定し、役職員の常時携帯を徹 底するとともに、その実現に向けて取り組む。

② 現場主導のサービス改善

機構業務についてお客様の視点に立った見 直しを進め、年金事務所におけるお客様モニ ター会議の開催に向けた準備を進める。また 職員提案制度を設け、適切に運用する。また、 各年金事務所に「ご意見箱」を設置し、お客 様の声の収集に努める。

平成21年度計画に対する取組状況

- 〇お客様にとって、身近で信頼される組織を目指し、お客様の立場に立ったサービスを提供するため、「年金についてわかりやすい言葉で丁寧に説明する」、「お待たせ時間の短縮に努める」、「お知らせ文書や届出・申請書類は、できるだけわかりやすく、読みやすくする」、「迅速な対応により、正しく確実に、できるだけ早く年金をお届けする」といった具体的な目標を掲げた「お客様へのお約束 10 か条 (以下「お約束 10 か条 という。)」を策定しました。
- 〇このお約束 10 か条については、その内容を記載した「役職員必携」を役職員に配布し、常に携帯するとともに、各年金事務所のお客様から見えやすい場所に掲示して、その実践に努めました。【別表 15: お客様へのお約束 10 か条】
- 〇現場職員からの提案・意見をもとに、お客様に年金制度に関する専門用語などをできる限りわかりやすくご説明する際の参考資料として、「わかりやすい言葉置き換え例集」を作成し、年金相談などにおいて、その活用に努めました。
- 〇また、お客様向けのお知らせ文書や届出・申請書類を、できるだけわかりやすく、読みやすいものとするため、機構本部内に「文書審査チーム」を立ち上げ、新たにお客様向けにお送りする文書を中心に、順次、審査・改善を行いました。(3月までの審査実績:7件) 更に、より一層のお客様目線での文書改善を行うため、高齢者、主婦、学生など一般の方から文書を受け取る立場でのご意見を伺うモニターを公募し、20名のモニターを委嘱し、「お客様向け文書モニター会議」を設置しました。
- 〇年金事務所及びブロック本部(以下「年金事務所等」という。)においてお客様の声を収集する 仕組みとして、各年金事務所等に「ご意見箱」を設置し、窓口サービス等に関するお客様から のご意見・ご要望を募っています。「ご意見箱」に寄せられたご意見・ご要望については全件を 本部に報告し、本部において集計しています。

平成22年1月から3月までに寄せられたご意見・ご要望は145件となっており、接客態度など「お客様への対応に関するもの」が多くなっています。これらのご意見に対しては、年金事務所において、朝礼でお客様へのマナースタンダードの徹底を図るなど、その都度改善を図っています。

③ お客様の声の集約

現場で受け付けたお客様の声(苦情を含む) について、現場から本部に直接報告する仕組 みを導入し、本部で情報を集約するとともに、 本部で受け付けたお客様の声の内容等につい て毎週公表する。

- 〇この他にも、平成22年度以降、年金事務所において、お客様からのご意見、ご要望を直接お聞きし、意見交換を行う「お客様モニター会議」を開催することとし、その実施方法などの検討を進めました。今後、平成22年度においては、数か所の年金事務所においてモデル実施を行い、その結果を踏まえ、実施か所数の拡大について検討する予定としています。
- 〇また、平成22年1月に、職員からサービス改善・業務改善のための具体的な提案を募集する「職員提案制度実施要領」を制定・施行しました。提案のあった内容については、原則としてその全件について個別に評価し、その結果を一定のサイクルでフィードバックすることとしており、平成22年3月末時点で54件の提案等があり、そのうち1月に提案された11件について評価を行い、3月に開催したサービス改善委員会に報告の上、機構内LANに掲載、共有しました。なお、評価の結果、改善に向けて検討すべき事項として採用された提案は、①窓口装置の訓練環境(ダミーデータ)の作成、②差押え財産のインターネット公売の実施、③機構内LANの共有フォルダの番号管理の3件であり、今後、実施に向けて検討を進めていくこととしています。
- ○年金事務所窓口など現場で受け付けたお客様の声(ご意見・ご要望・苦情等)を現場から直接本部に報告する仕組みを定めた「お客様の声対応要領」を制定するとともに、機構ホームページに「理事長へのメール・理事長への手紙コーナー」を設けることにより、幅広くお客様の声の集約・分析に努めました。
- 〇厚生労働省宛てに届いた日本年金機構に対する国民の声とも合わせて集約を行い、その結果について、毎週公表を行っています。なお、平成22年1月から3月末時点で受け付けた「お客様の声」の件数は3,792件となっています。

(1月:832件、2月:1,399件、3月:1,561件)

【別表 16:意見・要望・苦情等の推移】

〇お客様の声の内容としては、「年金給付に関するもの」が 1,203 件 (32%) と一番多く、次いで 「国民年金に関するもの」(502 件 (13%))、「お客様への対応に関するもの」(479 件 (13%))